

様式第9号(第10条の6関係)

許可番号 11820005546

産業廃棄物処分業許可証

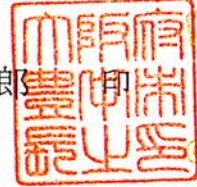
住所 大阪府高槻市紺屋町3番1-326号

氏名 都市クリエイト株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の名前) 代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けたものであることを証する。

豊中市長 浅利 敬一郎



許可の年月日 平成26年 7月 17日

許可の有効年月日 平成31年 7月 16日

1. 事業の範囲

事業の区分: 中間処理(選別・破砕)

産業廃棄物の種類:

- | | | |
|------------|--------|------------|
| 1 廃プラスチック類 | 4 繊維くず | 7 ガラスくず(※) |
| 2 紙くず | 5 ゴムくず | 8 がれき類 |
| 3 木くず | 6 金属くず | |

(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上8種類 (※)「ガラスくず」とは「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」のことです。

2. 事業の用に供するすべての施設

※ 施設の種類 : 選別・破砕施設

産業廃棄物の種類 : 1の1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8の8種類

設置場所 : 豊中市走井三丁目108番1ほか2筆

設置年月日 : 平成26年5月23日

※※ 処理能力 : (選別) 279.2m³/日

: (破砕) 25.9m³/日 (廃プラスチック類: 4.5t/日, 木くず: 4.2t/日, がれき類: 4.6t/日)

※ 上記施設のうち選別工程を行う施設については、処分であるところの破砕処理を行う際の前処理を行う施設であり、処分を行う施設ではないこと。

※※ 処理能力は全て8時間稼働時のものであること。

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 7月 17日

当初許可

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無